

平成28年12月27日

第78回 神戸市個人情報保護審議会

空家空地対策における措置経過管理
データベースの作成について

(住宅都市局)

神 住 建 対 第 855 号
平 成 28 年 12 月 27 日

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西 村 裕 三 様

神戸市長 久 元 喜 造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 7 条第 2 項第 5 号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます

記

空家空地対策における措置対象物件情報の収集について
(条例第 7 条「収集の制限」に関して)

担当：住宅都市局安全対策課

空家空地対策における措置対象物件情報の収集について
(条例第7条「収集の制限」に関して)

【措置対象物件情報】

空家・空地等の所在地（住居表示もしくは地番）

建物・土地所有者氏名

所有者相続人氏名

要望受付日

要望者種別、氏名

要望受付担当課名

神住建対第 855 号-2

平成 28 年 12 月 27 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕三様

神戸市長 久元喜造



諮問

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます

記

空家空地対策における措置経過管理データベースの作成について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

担当：住宅都市局安全対策課

空家空地対策における措置経過管理データベースの作成について

(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

【措置対象物件情報】

空家・空地等の所在地（住居表示もしくは地番）

建物・土地所有者氏名

所有者相続人氏名

要望受付日

要望者種別、氏名

要望受付担当課名

【措置経過情報】

物件番号

現地確認日

措置対象となる事象の種別（保安上危険・衛生上有害・景観阻害・生活環境保全）

措置範囲（対象外、指導相当、勧告相当、命令相当、代執行相当）

対応法令種別

所有者調査経過（水道契約者情報および固定資産税情報取得の有無）

空家判定の有無

措置担当課名

措置担当課への引継日

措置日（任意依頼・指導・勧告・氏名公表・応急的危険回避・命令・代執行）

所有者等の課題（資金面、相続、遠隔地居住、是正意思なし、意向不明、その他）

所有者確知の有無

支援制度活用の有無とその種類

是正状況種別（一部是正、解体除却、空地是正）

解決日

空家空地対策における措置経過管理データベースの作成について

1. 趣旨

管理不適切な空家が周辺に及ぼす影響は全国的な課題となっている。この課題に対応するため、平成 27 年 5 月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が全面施行され、この特別措置法に基づく総合的・計画的な対策を進めるため、平成 28 年 2 月に「神戸市空家等対策計画」を策定し、平成 28 年 4 月から本格的な空家対策を開始した。

また、特措法では対応できないものや、空家と同じ課題を抱える空地への措置を規定した「神戸市空家空地対策の推進に関する条例」を制定、平成 28 年 10 月に全面施行し、総合的な空家・空地対策を開始したところである。

空家空地対策を推進するにあたっては、多岐にわたる関係課との連絡調整が必要であること、所有者に対する措置の経過管理が重要であり、空家空地対策のとりまとめ部署として必要な情報をデータベース化する。

2. 概要

データベース化する対象は、市民等から要望を受けた、周辺に悪影響を及ぼす恐れのある空家・空地とし、空家空地対策の取りまとめを行う「住宅都市局建築指導部安全対策課」が管理を行い、要望受付課からの情報伝達は「市民の声集約活用システム」によるが、それを利用できない部署にあっては「文書管理・電子決裁システム」による。

また、措置担当各課との連絡調整を行い、経過管理情報を取得、経過管理を行う。経過管理情報については前述のシステムにより情報取得を行うが、個人情報に伴わないものについては、電話連絡若しくはパスワードを設定した電子データを電子メールにて取得する。

なお、これまで安全対策課において建築基準法や建築安全条例に基づき対応を行ってきた老朽危険家屋に関する情報についても、あわせてデータベース化を行う。

3. 効果

データベースを作成することにより、措置の経過を的確に把握することが可能となり、周辺に悪影響を及ぼす恐れのある空家・空地の所有者への措置を着実に推進することに繋がるものである。

4. 実施時期

- 平成 29 年 1 月 データベース作成委託契約
- 平成 29 年 3 月 既存情報入力、テスト運用・修正
- 平成 29 年 4 月 本稼働開始

6. 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」及び「電子計算機処理にかかるデータ保護管理規程」に基づき以下のとおり厳格に対処する。

また、データベース作成および既存情報入力作業は委託を行うが、委託事業者との委託契約においても、個人情報の保護について「神戸市個人情報保護条例」および「電子計算機処理にかかるデータ保護規定」に基づき委託先の管理体制の調査、契約書への必要事項の明記、現場のチェックなど厳格に管理する。

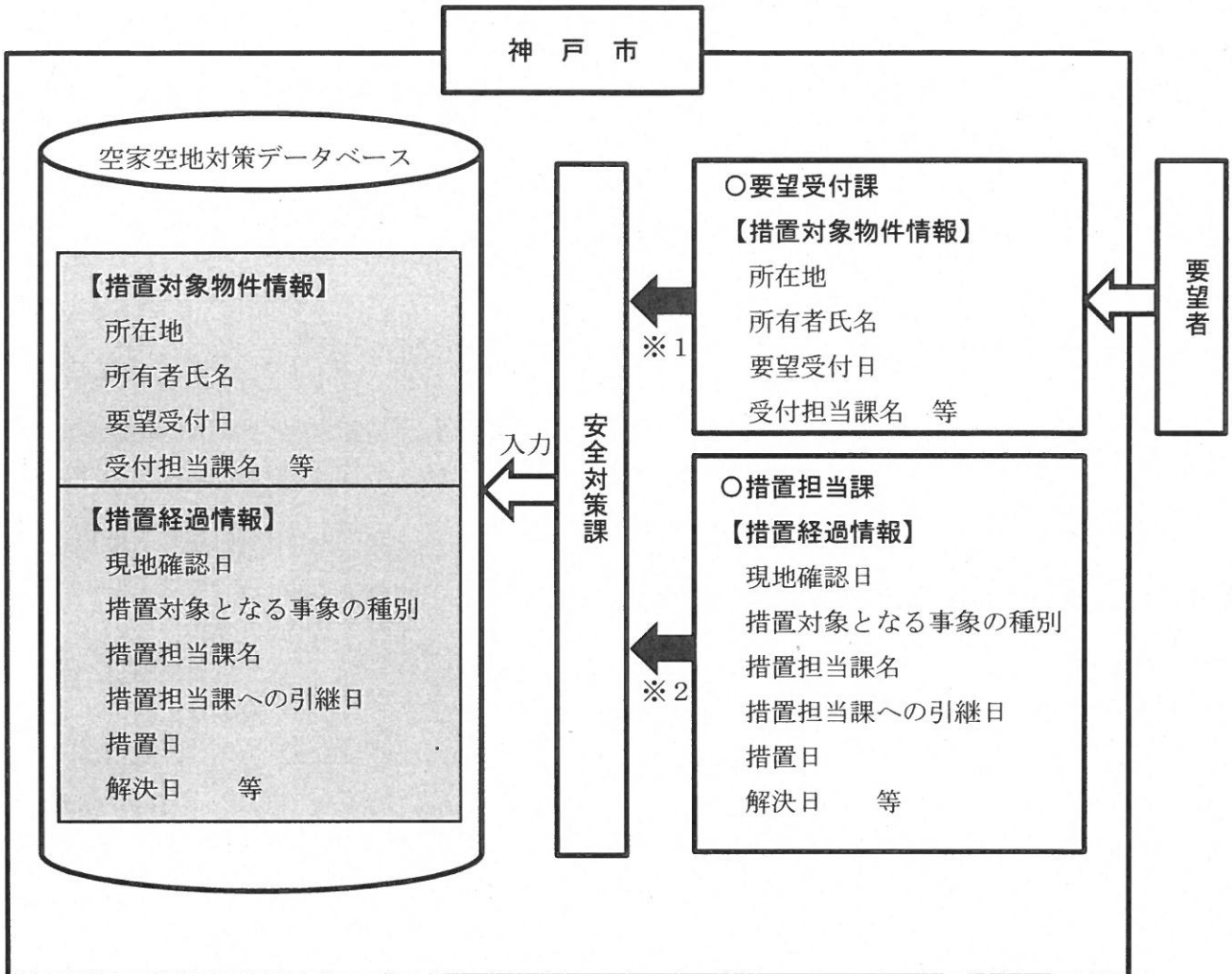
(1) システム上の保護

- ア 端末機の操作にあたっては、職員ひとりごとにユーザーID・暗証番号の設定を行い、端末機の操作可能な職員を限定し、かつ担当事務権限によって操作制限を行う。
- イ 端末機は USB メモリー等の外部記録媒体に保存できないシステムとする。
- ウ 端末機とサーバは専用通信回線により接続し、外部ネットワークに接続せず、外部からの不正アクセスを防止するとともに、コンピュータ・ウイルスからの感染を防止する。

(2) 運用上の保護

- ア 暗証番号は定期的に変更するとともに、操作の状況を記録する。
- イ 個人情報にかかるデータについては、端末機には保存せず、施錠可能な保管施設に設置されている専用システムのサーバに保存する。
- ウ サーバを補完する保管施設の開閉は関係者のみに限定し、記録簿により開閉状況を記録する。
- エ 個人情報の適正な取り扱いを確保するため、関係職員に対して必要な研修及び指導を行うとともに、個人情報の適正な管理について点検を行う。

空家空地対策における措置経過管理データベースの作成について



※1 「市民の声集約活用システム」による情報伝達。それを利用できない部署にあっては「文書管理・電子決裁システム」による

※2 ※1と同様。ただし個人情報を伴わないものについては、電話連絡若しくはパスワードを設定した電子データを電子メールにより伝達。

空家等に関する相談から対策実施への対応の流れ

